

福岡市保育所等におけるノンコンタクトタイムスペース 設置促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 保育所等におけるノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金（以下「ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和6年10月4日成事第805号）」に基づき、保育所等における保育環境の改善を推進し、保育士の業務負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「保育所等」とは、福岡市内に所在する次の各号に掲げるものであって、福岡市以外の者が設置したものとする。

(1) 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項の規定により設置された保育所

(2) 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する施設

(3) 地域型保育事業所

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業（法第6条の3第11号に規定する居宅訪問型保育事業（以下「居宅訪問型保育事業」という。）を除く。）を行う事業所

(事業の範囲)

第4条 ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金の交付は、全て予算の範囲内で行うものとする。

(補助対象事業)

第5条 ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金の対象となる事業は、当該事業実施前年度の福岡市保育現場の魅力向上支援事業に参加した保育所等の設置者が、休憩時間とは別に、物理的に子どもを離れ、各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）を確保し、保育の振り返り等の業務を行うスペースを設置するために必要な改修等を行う事業とする。

(補助対象経費)

第6条 ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために必要な、次の各号に掲げる園舎等の改修費、機器等の購入費及びその消費税とする。

(1) ノンコンタクトタイムスペース設置・改修に係る費用

(2) ノンコンタクトタイムスペース内で業務を行うための機器購入等に係る費用

2 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジ

ット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しない。

（補助金の額）

第7条 ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金の額は、次の各号に掲げる額を比較して最も少ない額とする。

- (1) 施設ごとに下表の補助基準額欄に定める基準額
- (2) 事業実施に要した補助対象経費の実支出額
- (3) 補助対象経費を含む補助対象事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

補助基準額	補助率
(1) ノンコンタクトタイムスペース設置に必要な改修等や機器の購入等を行う事業 1 施設当たり 100,000 円	(1) 国 1/3 市 2/3

2 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金の交付を申請しようとする保育所等設置者は、市長が別途通知する日までの間に、ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「ノンコンタクト交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

2 ノンコンタクト交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金実施計画書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、内容を確認し、補助金の交付の可否及び交付すべき補助金額を決定し、ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに通知を行うものとする。

（実績報告）

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、ノンコンタクトタイムスペース設置のための園舎の改修等や、設置のための備品等が保育所等に導入され、当該費用を保育所等が事業者に支払った日の属する月の翌月末日（支払った日の属する月が3月の場合は、3月末）までにノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金実績報告書（様式第4号。以下「ノンコンタクト実績報告書」という。）及び次項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

2 ノンコンタクト実績報告書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) ノンコンタクトタイムスペースの場所が確認できる図面及び写真

(2) 対象経費を確認できる書類（領収書等）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前項第2号に規定する領収書等には、次の各号に掲げる事項が記載されていることとする。なお、領収書等に訂正がある場合、事業者の訂正印のないものは無効とする。

(1) 購入事業者の名称

(2) 支払者名

(3) 領収額（又はクレジット契約額）

(4) 領収額の内訳（購入費、リース料、消費税など）

(5) 領収日（又はクレジット契約日）

(6) 領収印

（補助金の確定等）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により速やかに通知を行い、補助金を交付する。

（申請の変更）

第12条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、実施する事業内容等を変更するときには、ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金変更交付申請書（様式第6号）により、市長に申請しなければならない。

（変更交付決定及び通知）

第13条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、通知を行う。

（申請の取り下げ）

第14条 第9条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金交付取下書（様式第8号）により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助金交付の条件）

第15条 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産について、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「処分制限期間」という。）で定め

られている期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならない。
また、間接補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間で定められている期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (10) その他福岡市補助金交付規則の定めを順守すること。

（補助金の決定取消し及び返還）

第16条 市長は、ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金の決定を受けた者が、この要綱の規定に違反した場合は、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されている場合は、その返還を命ずるものとする。

（暴力団の排除）

第17条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の申請をした保育所等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者がある場合
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、本事業の適用を受けた保育所等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に際し警察への照会確認を行うため、申請を行った施設長等に対し当該施設長等（法人であるときは、その役員。）の氏名（フリガナをしたもの。）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則（令和6年10月30日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（期間）

2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

なお、令和7年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（期間）

2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。

なお、令和11年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。

（継続の必要性の検証）

3 終期到来後の補助金の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 補助事業の執行に関する収支計画

区分		金額	説明
収入の部	福岡市補助金収入	円	
	自己資金	円	
	計	円	
支出の部	ノンコンタクトタイム スペース設置促進事業 に要した費用	円	
	計	円	

様式第1号－2

3 福岡市保育所等におけるノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金交付要綱第17条(暴力団の排除)に基づく記載

(1) 申請者が個人の場合

下記に、指定している項目について記入してください。

申請者氏名	性別	生年月日
(フリガナ)	男 ・ 女	明・大 昭・平 年 月 日

(2) 申請者が法人の場合

「役員名簿」(様式第9号)を提出してください。

ただし、法人が作成している「役員名簿」に、様式第9号に指定している項目がすべて含まれている場合は、本様式に代えることができます。

申請人は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき(申請人が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。)は、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

添付書類

- (1) ノンコンタクトタイムスペース設置促進補助金実施計画書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号

ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金実施計画書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

①施設名			
②住所	(〒) 福岡市 区 電話 ()		
③ノンコンタクトタイ ムスペース設置促進 事業に要した費用	円		
④事業実施予定期	令和	年	月 頃
(備考)			

様式第3号

ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金交付決定通知書

指監第 号
令和 年 月 日

様

福岡市長

先に申請のあったノンコンタクトタイムスペース設置促進事業について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金内示額 _____ 円

2 補助金交付予定期限 _____

3 補助条件

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「処分制限期間」という。）で定められている期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付せることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならぬ。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならない。

また、間接補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

(8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間で定められている期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。

(10) その他福岡市補助金交付規則の定めを順守すること。

様式第4号

ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

令和 年 月 日付指監第 号により補助金の交付決定を受けました事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

①施設名			
②住所	(〒) 福岡市 区		
③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業に要した費用	円		
④機器を活用する場面			
⑤事業実施終了日	令和 年 月 日		
(備考)			

添付書類

- (1) ノンコンタクトタイムスペースの場所が確認できる図面及び写真
- (2) 対象経費を確認できる書類（領収書等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第5号

ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金交付確定通知書

指監第 号
令和 年 月 日

様

福岡市長

先に交付決定したノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金については、実績報告書に基づき、補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 _____円

2 補助条件

福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。

ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日

あて先 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

令和 年 月 日付指監第 号により補助金の交付決定を受けましたノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金について、変更交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金内示額 円

変更補助金申請額 円

2 事業計画の変更理由

3 補助事業の執行に関する収支計画

区分	金額	説明
①福岡市補助金	当初 円	
	変更後 円	
②ノンコンタクトタイムスペ ース設置促進事業に要した 費用	当初 円	
	変更後 円	
備考		

添付書類

- (1) ノンコンタクトタイムスペース設置のために必要な改修や備品導入等に係る経費の見積書
- (2) (1) の改修等の詳細が確認できる資料
 - (例) パンフレット等
- (3) その他市長が必要と認める書類

ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金変更交付決定通知書

指監第 号
令和 年 月 日

様

福岡市長

先に申請のあったノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金について、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

1 変更補助金内示額 _____ 円

2 変更補助金交付予定期限 _____

3 補助条件

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「処分制限期間」という。）で定められている期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付せることがある。

- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならぬ。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならない。
- また、間接補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間で定められている期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。
- (9) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (10) その他福岡市補助金交付規則の定めを順守すること。

様式第8号

ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金交付取下書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

令和 年 月 日付指監第 号の交付決定通知に係るノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金については、下記の理由により交付の取下を申請します。

記

1 補助事業名 ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業補助金事業

2 補助金内示額 _____円

3 交付決定通知書の受領年月日

令和 年 月 日

4 取下理由

役員名簿

【法人名：

】

※ 該当する性別・元号を○で囲んでください。

役職名	フリガナ 氏名	性別	生年月日			
			元号	年	月	日
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			

※ 役員全員を記載してください。

※ この役員名簿により収集した個人情報は、この補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。